

標準報酬月額改定届書【特例改定】用 添付書類

日本私立学校振興・共済事業団
理事 長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、加入者の報酬が特に著しく減少しているため、標準報酬月額改定届書を提出するにあたり、以下のすべてに該当することから、「特例改定」の取扱いに基づき、休業により著しく報酬が下がった月の報酬にて加入者の標準報酬月額を改定していただくよう申し立てます。

【申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑をしてください。】

以下1～3のすべての項目に該当しています。

改定の対象となる加入者は、以下のいずれかに該当していることを確認しています。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、届出の対象月において学校法人等の命による休業（時間単位の休業を含む。）があり、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していること。

※「休業」とは、加入者が学校法人等において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。

1 ※届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払基礎日数が17日以上（短時間労働加入者においては11日）あることが必要です。

②令和3年6月から令和4年5月を急減月として「報酬月額の算定の特例」による改定を受けており、令和4年8月の報酬の総額が、令和4年9月から適用される定時決定で算定される標準報酬月額より2等級以上低いこと。ただし、既に休業が回復し、届出によってその翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額をもとにした標準報酬月額に改定された加入者を除く。

※令和3年度において「報酬月額の算定の特例」による特例改定（8月の報酬による定時決定）を受けた加入者を含みます。

※届出により掛金等が遡及して減額された場合、加入者へ適切に掛金等を返還します。

2 改定の対象となる加入者について、これまでに令和4年8月または11月を急減月とした特例による届出を行っていません。

※同一の加入者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

3 改定後、休業が回復した月（※）に支給された報酬が、改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的給与の変動の有無にかかわらず、回復した月の翌月に随時改定の届出を行います。※休業が回復した月とは、実際の支払基礎日数が17日以上（短時間労働加入者は11日）ある月をいいます。

上記の内容に誤りはありません。

令和 年 月 日

学校記号番号 _____

学校法人等所在地 〒 _____

電話番号 _____

学校法人等名称 _____

代表者氏名 _____

注) 申立書は、学校記号番号ごとに作成してください。また、複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要です。